



週報

五月一日日號

第一八五號

昭和十五年五月一日發行
昭和十五年四月二十四日發行
昭和十五年五月一日發行

五錢

法人の税金はどう變つたか
 結核に對する認識と實踐
 母と乳幼兒の體力向上
 外地の保健狀況と對策
 外貨獲得と農林水産物(下)
 抗日二黨の摩擦
 商業小組の現狀
 海軍病院の現狀

特別寄稿 二千六百年史抄(十二)
 内閣情報部參與菊池 寛

週報

昭和十五年四月二十四日發行
昭和十五年五月一日發行

内閣印刷局印刷發行

金属より ベークライトへ



(登録商標)

ベークライトなる文字は合成樹脂製品に對する 貴社の所有する登録商標であります。

金属其他の不足物資をベークライト製品によつて代替し、その恒久化を圖り新時代に適應する企畫を御立て下さい。使用個所に依つては不足物資以上の優秀な性能を發揮します。

東京市日本橋區室町 日本ベークライト株式会社
營業所 東京市赤坂區溜池町

(判[A5]格規定國はさき大の書本)



銃後の健康増進

露光量違いにより重複撮影

週報

—内閣情報部編輯—
 結核に對する認識 厚生省
 母と乳幼児の體力向上 厚生省
 外地の保健狀況と對策 拓務省
 税制改正によつて 大蔵省
 法人の税金はどう變つたか 大蔵省
 海軍病院の現狀 海軍省
 外貨獲得と農林水産物(下) 農林省
 三月中の支那事情(上) 陸軍省
 商業小組合制度 農林省
 抗日兩黨の度牒 外務省
 特別二十六年史抄(十二) 内閣情報部
 編輯 菅野 寛

週刊

四月十六日(土)
 ▼パプスト駐日和團公使、他國の保護を求め、和團政府の見解を表明 ▼伊政府、鴨伊兩國間に軍事使節を交換してゐる
 行發表 ▼米スターク作戦部長、五萬噸級主力艦の發艦計畫を發表 ▼和蘭、蘭印問題に關し、他國の保護適用は受諾せぬ旨のコミュニケ發表
 四月十九日(金)
 ▼谷外務次官、クレイギー英大使と天津問題につき會談 ▼米海軍長官、ハワイ眞珠灣軍港の強化計畫を聲明
 四月廿一日(土)
 ▼廣東港本日より開放 ▼現、軍新通商協定調印
 四月廿二日(日)
 ▼陸軍、適正利潤算定要領を發表
 四月廿三日(月)
 ▼三月中の支那事變の綜合結果、敵の遺棄死傷二萬九千、わが死傷四百七十七と大々陸軍部發表
 表
 ▼阿部信行特命全權大使南京に入る ▼英、わがノールウェー艦船助けずと回答 ▼サイモン英蔵相新職時後算發表
 四月廿四日(火)
 ▼天皇陛下、海軍大將、大本營海軍部へ行幸 ▼精勤の本部役員規約等決定 ▼疎開神社臨時大祭第一日 ▼價格形成委員會、十生活必需品を決定 ▼阿部特命全權大使汪精衛氏と會見、日支國交調整に關する意見交換
 四月廿五日(水)
 ▼天皇陛下、靖國神社に行幸、護國の英靈に御禮を述べ、支那事變關係功行實陸軍第十九回分發表、一萬二千九百十五名榮譽の恩賞にあづかる ▼晉南地區の敵艦歸澤州城占領
 四月廿六日(木)
 ▼阿部大使多列の下に、新國民政府祝典慶祝典舉行 ▼汪精衛、還都慶祝紀念論文發表



健康増進

露光量違いにより重複撮影

週報

(五月一日)

—内閣情報部編輯—

結核に對する認識

厚生省・二

母と乳幼児の體力向上

厚生省・六

外地の保健狀況と對策

拓務省・五

税制改正によつて

法人の税金はどう變つたか

大藏省・九

海軍病院の現状

海軍省海軍軍醫及部・六

外貨獲得と農林水産物(下)

農林省・六

三月中の支那事情綜合結果

陸軍省情報部・三

商業小組合制度

商工省・三

抗日兩黨の廢撥

外務省情報部・三

特別二千六百年史抄(十二)

内閣情報部編輯 菊池 寛

週間誌

四月十八日(木)

▼パプスタ駐日和蘭公使、他國の保護を求めぬ旨の和蘭政府の見解を表明

▼伊政府、獨伊兩國間に軍事使節を交換してゐる旨發表

▼米スターク作戦部長、五萬噸級主力艦の建造計畫を發表

▼和蘭、蘭印問題に關し、他國の保護適用は受諾せぬ旨のコミュニケ發表

四月十九日(金)

▼谷外務次官、クレギー英大使と天津問題につき會談

▼米海軍長官、ハワイ真珠灣軍港の強化計畫を宣明

四月廿一日(日)

▼廣東港本日より開放

▼獨新通商協定調印

四月廿二日(月)

▼陸軍、適正利潤算定要領を發表

▼三月中の支那事變の綜合戰果、敵の遺棄死體二萬九千、わが戦死四百十七名と大本營陸軍部

發表

▼阿部信行特命全權大使南京に入る

▼英、わがノールウェー艦船助けずと回答

▼サイモン英蔵相新戦時豫算發表

四月廿四日(水)

▼天皇陛下、海軍大學、大本營海軍部へ行幸

▼精勵の本部役員規約等決定

▼靖國神社臨時大祭第一日

▼價格形成委員會、十生活必需品を決定

▼阿部特命全權大使汪精衛氏と會見

見、日支國交調整に關する意見交換

四月廿五日(木)

▼天皇陛下靖國神社に行幸、護國の英靈に御親拜

▼支那軍糧關係論功行賞陸軍第十九回分發表

一萬二千九百十五名榮譽の恩賞にあづかる

▼晉南地區の敵據點澤州城占領

四月廿六日(金)

▼阿部大使參列の下に、新國民政府還都慶祝典禮舉行

▼汪精衛、還都慶祝紀念論文發表

銃後の健康増進運動



結核に對する認識

厚生省

銃後國民の健康の増進を圖り、旺盛な精神力と強健な體力を培ふことは、戦時下日本の人的資源増強の上から極めて重要な問題である。青葉の候五月一日を期して健康増進運動が展開されるが、こゝにその重點である結核豫防と母性乳幼児保護の問題について述べることとする。

畏くも、皇后陛下に於かせられては、昭和十四年四月二十八日平沼首相を召させられ、結核の豫防並びに治療に關し次の如き優渥なる令旨を賜ひ、また多額の御内帑金を下賜あらせられた。

國民體力ノ向上ハ國本ニ培フ所以ニシテ現下特ニ心ヲ致スヘキ所ナリ而シテ近時結核ノ蔓延甚シク其ノ國力ニ及ボス影響ノ大イナルニ鑒ミ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ茲ニ内帑ヲ頒テ之レヲ豫防並ニ治療ニ關スル施設ノ一助トシテトス官民共ク力ヲ盡セ之レヲ目的ノ達成ニ努ムコトヲ望ム

政府は、恐懼感激、慎重審議の結果、五月二日の閣議に

於て、御下賜金を中核として財團法人結核豫防會の設立を決定、同月二十二日設立認可を見るに至つた。

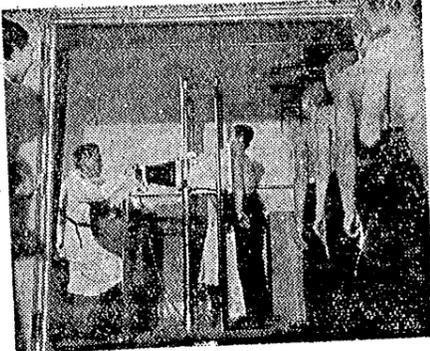
かくて、皇室の宏大なる御恵の光に浴して、他の文明國に比し著るしく劣つてゐたわが國の結核豫防運動も新たな構想と熱意とを以て再出發したのであつたが、令旨奉戴以來正に一年を経過し、今やその成果見るべきものあらうとする時に當り、五月一日から「健康増進運動」が行はれ、結核の豫防撲滅は特に重點を置かれて實施されるといふことは誠に意義深きものあるを覺える。

聖戦を續けること三歳、東亞に在つて世界に力強くその存在を主張し、飛躍的發展を遂げんとするわが日本の現段階に於て、國民體力の伸張は最も緊要な問題と云ふべく、身心共に健全な多數の國民の存在ほど必要なものはないであらう。それ故にこそ、國民體力法、國民優生法等の新しい法律案も議會を通過したのであるが、國民の體力向上を論ずるに當り、絶対不可缺の要素は結核問題である。これを考へずしては、國民體力問題の解決は不可能である。

昭和十四年度に於ける結核死亡者總數は、十四萬八千八百二十七名に及び、日本に於ける結核死亡の最高記録を示してゐる。かゝる多數の結核死亡者の他に、更にその十倍に餘る結核患者があり、殊にわが國に於ける結核の著るしい特性として青壯年階級に特に甚だしく蔓延してゐる事實を思ふとき、國力の損失誠に測り知れないものがあるのに慄然とするのである。戦時に於ては結核の蔓延が特に甚だしくなるといふ過去の經驗に徴しても、結核の豫防撲滅こそ時局下全國民が、眞に熱意を以て努力すべき事柄だと考へる。

結核は社會生活と密接に連關する社會的疾患であつて、その豫防はあらゆる角度から考究し、又あらゆる方面の力を協せて行ふことを必要とし、決して一二の方策に盡きるものではない。しかし、それは決して不可能なことでもなく、また甚だしく困難なことでもない。三四十年前までは日本と同等若しくはそれ以上の結核死亡を示してゐた英、米、獨、佛、伊等の諸國は、早くから結核豫防の重要性を痛感し、それを實行した結果、現在で

は結核による死亡率が、わが國の二分の一乃至四分の一の低率を示すに至つたことによつても明らかである。獨りわが日本のみは未だに舊態依然たるのみか、近年増加の一途を辿つてゐることは誠に悲しむべきことである。



さて、結核豫防の方策としては、療養所、健康相談所等の集結核豫防施設の擴充と豫防思想の普及とを擧げることが出来る。

國民すべてが結核による恐るべき損害に思ひを致し、その豫防に對する正しき認識を持つて眞剣な豫防生活を實行すれば、政府が努力しつゝある豫防施設の擴充

整備と相まつて、その成果期して待つべきものがあらう。結核に對する一般國民の認識は近年漸く高まつてきたとは云へ、中には著るしく不十分なもの或ひは誤つてゐるものも決して少なくなく、不治の疾患としてひたすら恐れると云ふやうなことはしばしば見られる。またその療養に於ても徒らに誤れる方法に惑はされてゐるものが必ずしも少なくない。未だに結核と聞けばたゞ恐れ、或ひは忌み嫌ふといふやうな非科學的態度が果して無いであらうか。かゝる態度は我々の斷じてとらない所であつて、正しい知識を得るために自ら進んで努力するとともに、實際生活の實行に移さなければならぬ。どんな豫防知識も豫防施設もあくまで生活の實踐に於てこれを活用するのだけなければ効果をあげることは出来ない。かくして國民全般に豫防生活は徹底し、施設の完備と相まつて、明るい、結核ない國日本が實現できる。

結核豫防生活について實行して欲しいもの二つは、健康診断である。結核は必ず癒ると云ひ、又不治の病であるとも云ふが、そのいづれも眞であつて、早期に発見

して正しい治療をなすならば必ず癒るものであるが、放置したり或ひは誤つた方法で或る程度以上進行したものは不治ともなるのである。

従つて早期に発見することが重要となるのであるが、結核は初期には何等の徴候もなく、あつても極く輕微で氣づかれない場合が多い。單に風邪だと軽く考へられて放置する内に、病氣が進行してしまつてゐる場合もある。健康状態の疑はしい時はもとより、何等病氣がないと考へられる場合も、時々健康診断を受けて、身體の状態に不斷の注意を拂ふことが結核豫防の要諦といふことができる。即ち、結核のやうな慢性の疾患では、できるだけ早期に発見して早期に療つことが、あらゆる點から望ましい。經濟的見地からいつても、健康診断による僅かの手數と費用を償つて餘りあるのである。健康診断の結果、病氣が無いと分つてもそれは決して徒勞ではないであらう。それによつて自己の健康の確實性を知り、一層勤めに勵むことが出来るであらうし、更に進んでは積極的な鍛鍊の實行が可能となり、その喜びは決して小

さいと云へないであらう。由來治療に金錢を費すことを知つても、豫防に費用を投ずることを知らないものが相當多い。それが正しくないことは、こゝにいふまでもないと考へる。

學校、會社、工場等の集團生活者は、感染の機會も、發病の機會も多い。それ／＼健康診断を行つて、その集團に應じた結核對策が講ぜらるべきである。殊に時局下過勞に陥りやすい方面では發病の危險が多く、國家の重要な生産に従事する産業戰士の中から、多數の結核患者の生じつゝあることは眞に遺憾の極みである。

また、結核蔓延の度の低い農村から都會の工場等に出稼に來たものは、感染及び發病の危險が大きい。これ等の健康診断を行ふと共に、發病して歸郷した者の健康診断を勵行して、農村に於ける結核の蔓延を極力防止しなければならぬ。患者のある家族は勿論、さうでないものも時々健康診断を受けるやうにしたい。自分の健康に常に留意し、常に健康を保持することは、國民としての義務ではなからうか。

健康診断の他に勵行してほしいものに、換氣がある。學校、官廳、會社、工場等の集團生活に於てはもとより個人の家庭に於ても日本では通風や換氣が往々閉却され勝ちである。徒らに密閉して濁り汚れた空氣の中で仕事することは、健康上有害でこそあれ何等の益する所もない。新鮮な大氣を晝夜通じて呼吸することは、結核の豫防及び治療に大いに力あるもので、夜氣は毒であるといふのは昔式の迷信に過ぎない。夜間と雖も十分新鮮

な大氣を呼吸するやう工夫が望ましい。さはやかな五月の大氣は窓外にあふれてゐる。窓を開いて胸一ぱいに新鮮な大氣を呼吸する習慣をつけたい。その他、汽車電車等の乗物に於ける換氣についても注意を喚び起したい。その他、我々の日常生活に於て實行すべき豫防方策は頗る多い。さし當つて健康診断と換氣とを取り上げたのであるが、十分な認識を以て實踐されたならば、その成果は決して少くないと信ずる。

母と乳幼児の體力向上

厚生省

一 はしがき

わが國では、毎年新しく生れてくる者が約二百萬人ある。この二百萬人が皆丈夫に育てば、この上なく結構

であるが、事實は親の顔も覺えないで死んでしまふ乳幼児の數の、意想外に多いのに驚かされる。即ち二百萬人の中二十數萬人は、生後一年にならない間に死ぬのである。五歳に達するまでは四十萬人近く

の者が死ぬ。せつかく、この世に生を享けながら、僅か五歳にならない間に、四十萬人のいたいな生命を失ふことは、肉親の歎きもさることながら、國家のためにも甚だ残念なことである。しかもこの儼かましい死亡數も、努力の如何によつては、非常に減少し得ることを考へると、一層その感を深くする。歐米諸國では、乳幼児の死亡率は實にわが國の二分の一程度に過ぎない。歐米諸國でも、昔からかやうに乳幼児の死亡率が低かつたのではなく、育児思想の普及、各種育児施設の整備擴充によつて、漸次減少したのであるから、わが國でも適當な方策を講ずれば、少くとも歐米諸國と同じ程度にまでは、乳幼児の死亡率を減少し得るはずである。

今次事變の長期化に伴ひ、勞力不足が各方面に痛感され、政府や企業家は勿論のこと各家庭でも、眞剣にその對策を講じつゝあるが、二、三十年後に於て、この勞力問題の根本となるべき乳幼児保護の問題に關しては、一般に割合關心を持たれてゐないのは、わが國の將來を思ふときまことに憂ふべきことである。即ち、事變勃發以

來出生數が相當減少したにもかゝらず、世間は殆んど無關心で、あまり心配もしないやうである。若し勞働力が出生數の減少した程度に、減じたならば、如何に世間は騒ぐことだらう。

出生數の減少は、現在では國家の存立上殆んど關係はないが、二、三十年後のことを考へるならば、出生數の著しい減少は、今日の勞力不足と比較にならぬほど大きな問題である。二、三十年後には、國として最も大切な二十代、三十代の男女の數が著しく減少することになる。男子の減少が、その頃の國力に重大な影響を及ぼすのは當然のことであるが、女子の減少は次代國民の増殖の上からみて、これまた出々しい問題である。

出生數の増加又は維持は、かやうに國家發展上の根本要件であるが、聖戰遂行途上のわが國の現状からしてこれが困難であるならば、少くとも生れた子供は一人残らず丈夫に育て上げるやうに、國民衆つて努力することが、現下のわが國として最も肝要なことであると信ずる。

これが対策として政府は、昭和十四年度に於て生後一年一、二月までの乳幼児の一斉診査を行ひ、その際個々に適当な指導を行つたのである。そのやり方については、或ひは感謝され、或ひは非難され、いろいろの批判を受けたが、本年度はこれ等各種の意見を参考にして、乳幼児の體力向上のため、次のやうな事項を實施することになつた。全國民の深き理解と、心からの協力とを切に希望する。

- (1) 乳幼児の健康診査(一斉診査及び健康相談)
- (2) 指導醫の設置
- (3) 巡回指導婦の設置
- (4) 母性補導委員の設置

二 乳幼児の健康診査

人の一生の中で、一番死ぬ危険の多い時代は乳幼児の時代である。そのうちでも誕生前後までは特に危険で、この間に死ぬ者の如何に多いかは前述した通りである。

この期間を無事に成長すれば死亡率は急に減少する。健康診査は、この最も危険な生後一年二月までの者の健康診査を行つて發育、營養、疾病等について個々に適切な指導をなし、丈夫に子供を育てさせようとするものである。健康診査は一斉に行ふか否かにより一斉診査と健康相談とに分ける。



一年二月までの者について行はれる。尤も事情が許せば、それ以外の乳幼児母性も診査指導するやうにした。

(一) 一斉診査
一斉診査は昭和十四年度中に生れた者で、一斉診査の時期に於て生後

い。疾病その他特別の事情により、一斉診査を受けることのできないものは、當該區域を擔當する指導醫の計に赴き診査を受けるのである。

一斉診査は小學校児童通學區域を單位として、小學校、公會堂、市役所、町村役場、保健所、健康相談所、公立病院、診療所など適当な場所で行はれる。時期は五月から九月までの間に、各地方の實情に應じ適當な時期が選擇れることにならう。

(二) 健康相談
乳幼児は抵抗力弱く、病氣に罹り易いから、なるべくたび／＼健康相談をなし、育児上必要な指導を隨時與へることができれば最も効果的である。本年度は豫算の關係上、國費としての健康相談の回数は限られてゐるが、各地方で經費の増額、醫者の協力等により、健康相談の回数をできるだけ増していただきたい。本年度は、一斉診査該當の乳幼児については、一斉診査後少くとも一回以上健康相談を行ふことになつてゐる。昭和十五年度の出生者は、出生後少くとも三ヶ月毎に一回は健康相談を受けるのである。

健康相談も一斉診査も内容は同様である。一斉診査を特に行ふのは、一斉に診査することによつて、健康診査に出席しやすい機会を與へ、健康診査に慣れさせると共に、一般に乳幼児の體力向上問題の重要性に對する注意を喚起するためである。一斉診査から昭和十五年度の出生者を除いたのは、生れて間もない乳児を戸外に連れ出すことは、實際上の問題として困難であるし、母子ともにその健康上面白くないからである。

(三) 乳幼児診査名簿
一斉診査にしても、健康相談にしても、診査指導は該當乳幼児の全部について行はなければならない。これがためには、該當者に關し完全な名簿を作ることが必要である。この名簿は市町村で作成することにならうが、相當困難な仕事である。戸籍簿、種痘簿等による外、警察官の戸口調査や、町會、隣組、婦人團體等の援助に俟たねばならないから、該當乳幼児の保護者も極力協力してほしい。

(四) 健康診査票及び健康指導票
一斉診査の場合にあつても、健康相談の場合にしても、健康診査の結果は

健康診査票に記入の上、指導醫が本年度中これを保管し、健康相談の都度その結果を記入して指導の資料とする。また診査の結果と注意すべき事項は健康指導票に記入し、これを乳幼児の保護者に交付し、保護者の育児上の指針たらしめる。



健康相談を受けんとする者は、その都度健康指導票を提示せねばならない。健康診査票と健康指導票と健康指

導票は、最初は切り取り線によつて一枚になつてゐるが、一齊診査の際に切り取り線から、健康診査票と健康指導票とに分離し、健康診査票は指導醫の下におき、健康指導票は受診者に交付し、その後の健康相談の證票とす

るのである。昭和十五年度の出生者に對しては、出生届と引換に、またはその他の適當な方法によつて、出生後速かに健康診査票と健康指導票と一枚になつてゐるものを交付し、これを持參して指導醫の下に赴き、一齊診査の場合と同様に診査を受けしめるのである。切り取り線によつて分離された健康指導票が、その後の健康相談の證票となることは一齊診査の場合と同様である。

三 指導醫

一齊診査を受くべき乳幼児は百數十萬、健康相談該當乳幼児は百數十萬の多きに達する。この多數の乳幼児全部の健康診査を行ひ、一人々々に適當な指導を與へるのであるから、健康診査は非常に骨の折れる仕事である。この大事業はその性質上、全國醫師の本問題の重大性に對する深き認識と、熱心なる協力を得なければ、到底所期の目的を達することはできない。

このために、各地方長官は各地方の醫師會と連絡をとり、開業醫師のうち小兒科とか、内科とかその他乳幼児の

診査指導に適當な醫師を、特に乳幼児體力向上の指導醫

に委嘱して、本事業に協力を依頼することになつてゐる。即ち一齊診査、健康相談はすべて指導醫がこれに當るのである。指導醫は開業醫師の外、保健所、健康相談所、病院、産院又は大學、専門學校等に勤務する醫師にも委嘱されることがある。

指導醫は小學校兒童通學區域毎に、乳幼児數、距離の遠近、醫師の數等を考慮して適當數がおかれる。乳幼児の健康診査は、その通學區域擔當の指導醫が之を行ふのであるが、保健所、健康相談所、診療所、公立病院、大學専門學校等に勤務する醫師を指導醫に委嘱する場合には、その擔當區域はそれらの施設の關係上、小學校通學區域とは別に適當に考慮される。

無醫村では、近隣の醫師が指導醫に選ばれる外、縣から係員を臨時派遣するとか、保健所等の醫師が定期的に巡回指導することにならう。

なほ、診査指導の内容、方針については、豫じめ指導醫の協議會を各府縣で開催し、相互に連絡統一を圖るこ

とになつてゐる。

四 巡回指導婦

生後一年二月までの乳幼児については、健康診査を行ひ、指導醫がその健康指導に當ることは前述の如くであるが、健康診査は回數が少いので、健康診査だけでは平常の健康指導上不十分である。また母體の保健衛生について適當な指導を與へることは、これ亦極めて大切なことである。巡回指導婦はこの乳幼児と母體の平常の指導のために設置されるのである。即ち、巡回指導婦は後述の母性補導委員と連絡をとり、妊婦や乳幼児のある家庭を隨時巡回し、妊婦や乳幼児の保健衛生の指導に當ると共に、必要ある場合には指導醫、その他の醫療施設、社會事業施設等にも連絡をとり、適當な措置を講じたりするのである。

保健所、乳幼児相談所、愛育村、東北更新會指定村等では、いはゆる保健婦がこの種の仕事に従事し既に多大の効果を示してゐる。これ等の保健婦は専任であるが、

全国の市町村に普遍的に保健婦を設置するとなれば非常に多数になり、それを専任の者とする時は時局柄不可能であるから、適当な者にこの仕事を委嘱または任命することになつた。

巡回指導婦は、次の者の中から地方長官がこれを委嘱または任命する。

- (イ) 開業医中適當なる者
- (ロ) 保健所の保健婦
- (ハ) 公私立母性乳幼児關係施設に於て、保健婦の業務に従事してゐる者中適當なる者

巡回指導婦の仕事も相當努力を要する仕事である。それぞれの自己の職業の傍らこの仕事に従事することは、指導醫の場合と同様、大變骨の折れることと思はれるが、この仕事の重要性を充分認識の上職業を通じての國策遂行に協力していただきたい。

巡回指導婦に對しては、各道府縣で講習會を開催し、母性及び乳幼児の營養、疾病、分娩等巡回指導婦に必要な事項について講習の後、巡回指導に従事してもらふの

である。

この巡回指導婦の設置及び講習會等に要する經費に對しては、國庫から二分の一以内で補助することになつてゐる。

五 母性補導委員

母性及び乳幼児の體力向上といふことは、女性がその對象であり又その中心である。従つて女性の自覺と奮起とによらなければ眞の目的を達することはできない。健康診査は、命ぜられるので嫌々ながら受けようといふのでなく、我が愛兒を丈夫に育てるには健康診査を受けることが必要だから進んで受けようといふ風に、女性が自覺することが最も大切である。各種婦人團體が今次事變以來軍事援護に社會事業にその他各種の事業に目ざましい活躍をされてゐるのは邦家のため、まことに御同慶に堪へない。しかしながら、事變下に於て婦人として一番大切な母性、乳幼児の體力向上問題に對しては、従來他の事業と比較すれば殆んど見るべきものゝないのは甚だ遺憾で

ある。今こそ婦人團體のこの方面に對する活動が最も要望される秋ではあるまいか。

母性補導委員は、母性乳幼児問題の重要性に關し婦人の自覺を促すと共に、婦人に母性乳幼児體力向上指導に積極的に奉仕していただきたいために設置するのである。

母性補導委員は、市町村内の町内又は部落に普遍的に配置し、當該町内又は部落を活動範圍とする。これは地方長官又は市町村長が愛國婦人會、國防婦人會、女子青年團その他各種の婦人團體等の團員中より委嘱することになつてゐる。

母性補導委員の仕事は指導醫、巡回指導婦その他醫療機關、社會事業團體または施設等と連絡をとり、各家庭につき妊婦や乳幼児の體力向上の指導に奉仕することである。

六 むすび

一齊診査または健康相談を行へば、營養品の補給を必

要とする者や治療を必要とする者は少なからず發見される。その該當者が、それに要する經費の負擔に耐へられない場合に、その者を如何にして保護するかについては、残念ながら本年度では國費としては豫算がない。しかしながら、この營養補給と無料診察は、乳幼児の體力向上對策上最も必要なことであるから、出來得れば地方費を以て支出するなり、或ひは社會事業團體の事業の一として同様の効果を擧げるやうにしたい。

最後に、國民體力法との關係につき簡単に説明を加へよう。昭和十五年度には、満十七、十八、十九歳の男子だけが、國民體力法による體力管理の對象になつてゐる。乳幼児の體力管理が同法の適用を受けるやうになるのは昭和十七年度からの豫定である。乳幼児體力向上問題は同年度迄待つことを許さない焦眉の問題であるので、昨年度から體力管理とは引離して一齊検査を行ひ、今年度も前述のやうな健康診査を行はうとするのである。

以上を以て母性乳幼児の體力向上方策として、昭和十

五年度に實施しようとする事項、または實施してほしいと思ふ事項の概要を説明したのであるが、その實施に際しては醫師會、産婆會、社會事業團體をはじめ各種關係方面と連絡協調するのは勿論、保健所、健康相談所、その他の醫療機關、各種社會事業施設等を総合的に利用し、所期の効果を擧げるやうに努めたい。

第一次歐洲大戰參加諸國では、多數の壯丁を失ふと共に乳幼児の出生数が著しく減少したので、戦後出生の増加策に狂奔すると同時に、乳幼児の死亡率の減少に懸命となつてゐる。今次の歐洲大戰勃發により、その人口増加策は一層強化されるだらう。わが國に於ても人口増加率漸く低減の傾向を見ようとしてゐるとき、たゞく支那事變の進展により出生數に於て相當の減少を來した。今日これが對策を講じなければ、わが國の將來は實に憂慮に堪へないものがある。人的資源の培養強化こそ刻下の急務である。この意味に於て、本年度實施せんとする母性乳幼児體力向上方策についても、積極的理解と協力を切に希望してやまない。

本邦小兒發育標準値

年 齡	體 重(kg)		身 長(cm)		胸 圍(cm)		
	男	女	男	女	男	女	
乳 兒	新生	3.1(0.8)	3.0(0.8)	49.4	48.5	31.8	31.6
	1ヶ月	3.2(0.9)	3.2(0.8)	52.1	51.3	34.2	33.4
	2ヶ月	4.0(1.1)	3.8(1.0)	54.5	53.6	35.6	35.0
	3ヶ月	4.8(1.3)	4.4(1.2)	56.9	55.9	37.0	36.6
	4ヶ月	5.2(1.4)	4.9(1.3)	58.1	57.1	38.1	37.2
	5ヶ月	6.0(1.6)	5.6(1.5)	60.3	58.9	40.1	38.7
	6ヶ月	6.7(1.8)	6.2(1.6)	62.1	60.8	41.7	40.3
	7ヶ月	7.3(1.9)	6.7(1.8)	63.8	62.8	42.4	41.3
	8ヶ月	7.7(2.0)	7.0(1.9)	65.5	64.2	42.9	41.8
	9ヶ月	7.9(2.1)	7.4(1.9)	66.9	65.5	43.5	42.2
	10ヶ月	8.2(2.2)	7.7(2.1)	68.2	67.0	43.8	42.7
	11ヶ月	8.4(2.3)	7.9(2.1)	69.4	68.4	44.2	43.2
12ヶ月	8.7(2.3)	8.2(2.2)	70.6	69.5	44.6	43.7	
幼 兒	1歳	8.9(2.4)	8.5(2.3)	72.0	70.5	45.1	44.1
	2歳	9.2(2.4)	8.7(2.3)	73.2	72.0	45.6	44.6
	3歳	10.1(2.7)	9.5(2.5)	77.7	76.2	46.7	45.5
	4歳	11.0(2.9)	10.4(2.8)	81.3	80.2	47.6	46.2
	5歳	11.9(3.2)	11.4(3.0)	85.0	84.0	48.4	47.0
	6歳	12.7(3.4)	12.2(3.3)	88.5	87.2	49.3	48.0
兒	7歳	14.3(3.8)	13.7(3.7)	94.7	93.6	51.1	49.4
	8歳	15.7(4.2)	15.2(4.1)	100.3	99.5	52.9	50.7
	9歳	17.1(4.6)	16.6(4.4)	105.6	104.6	53.9	52.0

外地の保健狀況と對策

拓 務 省

昨年四月二十八日、畏くも 皇后陛下におかせられ
ては、わが國における結核の蔓延甚だしく、國に及ぼす
影響の大なるを御憂慮遊ばされ、その豫防並びに治療に
關し、有難き令旨を賜はると共に、多額の御内帑金を下
賜あらせられ、御仁慈のほど億兆蒼生の齊しく、恐懼感激
した所である。

内地における昭和十三年の結核患者數は約百五十萬人
で、このうち死亡者數は約十四萬八千人と推定される。
これに對し、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島などはゆる
外地においては、或ひは寒冷の地であり、或ひは暑熱の地
であるため、保健衛生の條件が内地に比べ、必ずしも良好
でないのと、醫療設備の不備その他の事情で、結核死亡

率は内地より遙かに高く、年々約五萬餘の死亡者と、約
五十萬の患者が數へられてゐる。以下、外地の結核狀況
と對策について、簡単に紹介してみよう。

(イ) 蔓延の狀況

朝鮮における蔓延の狀況は、正確な數字は不明である
が、醫療機關によつて結核患者數を調査すると、昭和十
三年末において患者數五萬七千六百七十名、一ヶ年の死
亡者は九千八百九十六名となるのであるが、この外にも
相當多數の患者が想像される。
内地の患者率から朝鮮を推定すれば、患者四十萬

人死者四万人の多きに上る見込である。しかも、これ等患者の過半は社會の中堅青年層であるから、國民保健上に及ぼす慘禍の大きいのは勿論、産業、國防、教育に及ぼす影響は少くない。特に朝鮮では、近時都市の膨脹、交通機關の發達、産業の勃興、教育の普及等、生活様式が急激に複雑化し、病源傳播の機会を多くし、ますます結核蔓延の原因を増加してゐる。

(ロ) 豫防施設の現況と對策

朝鮮における結核豫防施設としては、大正七年朝鮮總督府令第四號を以て「肺結核豫防ニ關スル件」を公布し、學校、病院、劇場、宿屋その他接客業者等には一定の義務を負はせ、公衆衛生上本病の豫防を期してきたが、他而、結核療養施設として私立療養所三ヶ所、收容病床數七十九床、その他、官公私立病院の收容病床を合はせると、總病床數約三百に達してゐる。

昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、各道には道結核豫防協會を組織し、豫防知識の普及啓蒙に努めてゐる。また總督府は、昭和十四年度豫算に結核豫防費を計

上し、令旨奉體結核豫防國民運動を華々しく全鮮に展開し、結核豫防に關する國民的關心の喚起を促し、豫防生活の實踐を圖り興亞大業成就の一助たらしめた。

臺灣

(イ) 蔓延の状況

臺灣における蔓延の状況を、死亡統計によつて見ると、昭和十二年の死亡者は八千二百二十八人となり、人口一萬に對する死亡率は一五・〇六を示してゐる。

臺灣における結核死亡の一特性ともいふべきは、結核死亡者が年少者に比較的少く、高年者に比較的多いことであつて、その理由として考へられるのは、臺灣における結核病の症状は、急激な経過をとる者よりも、やゝ緩慢な経過をとる者が多いためではないかと思はれる。現在の臺灣における患者數は約十萬人と推算される。

(ロ) 豫防施設の現況と對策

臺灣における結核豫防施設としては、昭和十三年三月

一日から結核豫防法を施行すると共に、鋭意結核豫防事業の整備擴充に努めてゐるが、他面、結核療養施設としては、臺灣總督府立松山療養所と日本赤十字社臺灣支部醫院の二つがあつて、收容病床數は百七十二床である。

臺灣には、未だ州廳立または市立結核療養所は建設されてゐないが、臺南州では昭和十四、五年に豫算二十三萬圓で、百二十病床の結核療養所を建設することとなつた。一方、臺北州では五年計畫を以て三百病床の結核療養所の建設に着手し、臺中州では百二十病床、新竹州では七十病床の州立結核療養所を、それぞれ建設すべく計畫中である。

樺太

(イ) 蔓延の状況

樺太における結核の蔓延程度は、醫療機關の關係やその他種々な事情ではつきりしないが、昭和十三年度において人口一萬につき本病の死亡者數は二六・一七であり、

内地府縣の平均結核死亡率二〇・三に比し甚だしい高率を示してゐる。

樺太における原因と認められる主なものは、

(1) 樺太では、家屋が氣候風土に適したやうに建築されず、たゞ防寒を主眼としたために窓が甚だしく狭小であり、また冬期間は極度に寒氣の侵入を恐れ、窓に目張りをして赤々と暖爐を燃すため、室内は全く閉鎖してしまふ等、家屋の構造が甚だしく非衛生的である。

(2) 全家族が殆んど一室に雜居生活するため、家族の中に結核患者が發生すると全家族に感染する例が多

い。(3) 積雪期に入ると、野菜類の配給が杜絶したりして、偏食しなければならなくなるので、自然榮養食が行はれなくなり、保健上の缺陷を生ずることが多

(ロ) 豫防施設の現況及び對策

樺太における結核の豫防に關しては、樺太廳は勿論、時局對策委員會の保健部門、文化協會、衛生協會等が積

極的に總力をあげて前述のやうな原因の排除に努め、また財団法人結核豫防會の樺太支部も設立され、一層結核豫防運動に生氣を帯びてきた。

結核療養施設としては、昭和十四年度から二年間の繼續事業として、三十三萬圓の経費で病床百床をもつ結核療養所を新設し、開放性結核患者を可及的に多數收容し、結核の傳播を防止すると共に、これが豫防撲滅に向つて萬全を期してゐる。

南洋群島

(イ) 蔓延の状況

南洋群島は熱帯に位し、氣候風土ともに好適でないから、結核も相當程度蔓延してゐるものと思はれるが、離島における醫療機關の不備、その他の關係で調査を適確に行ふことは困難である。

官立醫院の診療について調査するに、群島に於ける邦人及び島民の結核による死亡は、昭和十三年邦人二四人、島民七二人計九六人となり、患者は、昭和十三年末で

邦人三九八人、島民三四七人、計七四五人となつてゐる。

(ロ) 豫防施設の現況

結核療養施設については、ヤップ支廳管内に二棟十床の療養所が五ヶ所設置されてをり、島民の重症患者を收容し、毎月二回醫師を派遣して診療してゐる。

むすび

この重大時局に際し、國民體力の現狀が、以上のやうであることはまことに憂慮に堪へない。これに鑑み、先に政府は、皇后陛下の御懿旨を奉體し、内地外地に互る中央團體として財団法人結核豫防會を設立したが、朝鮮、臺灣でもそれ／＼その地方本部を、また樺太、南洋群島においてもそれ／＼その支部を設置し、内外地相呼應して結核豫防の完壁を期するとともに、その撲滅に邁進し、以て、皇后陛下の御仁慈に應へ奉らんことを期してゐる。

税制改正によつて 法人の税金はどう變つたか

大 藏 省

前號で、今回の税制改正によつて、個人の税金がどう變つたかについて説明しましたから、今回は法人の納める税金はどう變つたかについて、簡単に説明することにしませう。

改正前の税法によりますと、國税では、法人の所得に對して所得税、純益に對して營業收益税がかゝり、尙ほその利益が臨時利得税法の定める一定の割合を超過するときは、超過部分を利得として臨時利得税がかゝり、さらに資本に對して法人資本税がかゝつてゐたのであります。また、法人が土地を所有してをれば、地租が課税さ

れ、公社債、銀行預金の利子等の支拂を受ければ、資本利子税がかゝることは個人と同様でありましたが、これらの地租及び資本利子税は、營業收益税から控除されるといふ仕組みになつてをりました。

次に地方税では、府縣税としては、所得税附加税、地租及び營業收益税の附加税などがかゝり、事務所、工場等に對しては家屋税が課税されてをりました。また市町村税としては、地租及び營業收益税の附加税、家屋税附加税が課税されてをりました。

改正税法では、これがどう變つたかといひますと、國

税では先づ所得税及び法人資本税が統合されて法人税となりました。そして、従来所得税の補完税といはれてゐた資本利子税は廃止され、營業収益税は營業税と變つて地租と共に地方の財源に充てられることとなり、その他臨時利得税についても、相當重要な改正が行はれたのであります。

次に地方税では、まづ府縣税においては、従來の所得税附加税に當る法人税附加税はかゝらないこととなりました。また市町村税においては、今回新たに設けられた市町村民税が法人に對しても課税されることとなりました。

次に地租、家屋税、營業税は今後は全部地方の獨立財源となるのでありますが、負擔の均衡を圖る見地から、一部は國で徴收した上徴收地の道府縣に還付され、地方團體は國の徴收するものに對し、約三倍の附加税を課することとなつたのであります。

尚ほ、今回の改正によりまして、産業組合、商業組合、工業組合などの、所得税營業収益税等の課税を免除され

てゐた特別の法人に對しても新たに國税として特別法人税が課税されることとなりました。

以上述べたところによつて、法人の税金の改正前と、改正後の仕組を分り易くするために圖解してみると、右頁下の表の通りになります。

以下改正後の各税について、その概要を述べることにしませう。

法人税

元來法人の所得は、個人の所得と其の性質を餘程異にしてをりますので、個人の場合のやうに、所得の種類に応じて異なる課税を爲し、或ひは所得の大小に応じて累進課税を爲すこと等のことは適當でないのであります。そこで、改正税法では所得税は原則として個人に對してのみ課税することとなり、法人に對しては、獨自の課税を行ふこととなりました。即ち、新たに法人税法を制定して、従來の所得税法中に規定されてゐた第一種所得税と、法人資本税とを一括して、法人税として課税すること

國 税	
改正前	所得税 地租 營業収益税 資本利子税 臨時利得税 法人資本税 その他
改正後	法人税(特別法人税) 臨時利得税 (法人税に統合) その他 地源(地方と國) 地租 營業税 家屋税

地 方 税	
改正前	所得税附加税 地租附加税 家屋税 營業収益税附加税 その他
改正後	(廢止) 地租附加税 家屋税附加税 營業税附加税 その他 地租附加税 家屋税附加税 營業税附加税 市町村民税 その他

に改められたのであります。

法人税は法人の各事業年度の所得及び清算所得並びに各事業年度の資本に對して課税されるのであります。その税率は、各事業年度の所得及び清算所得に對しては百分の十八、各事業年度の資本に對しては百分の一・五となつてゐるのであります。また、所得税は原則としては法人には課税になりませんが、たゞ甲種の配當利子所得(税法施行地で拂はれる利子及び税法施行地に本店のある會社の配當等)に對してだけは法人にも分類所得税がかかります。尤もこの分類所得税は、法人税から控除されることとなつてをります。

次に、法人の所得計算について三つの重要な改正が行はれましたから、これについて説明致します。

その一つは、法人税等の税金の所得計算上の取扱を變更したことであり、即ち、従來は法人がその事業年度において納付した所得税、法人資本税及び臨時利得税等は、その年度の所得の計算上損金支出とし、これ等を差引いた残りを所得として計算してきたのであります。

が、今回の法人税法では、法人税及び臨時利得税は之を損金としないで所得を計算し、これ等の税金は所得中より支出していただくことに改められたのであります。恰も株主に對する配當金や、重役に對する賞與が決算によつて確定した利益の處分として、社外に支出されると同様に取扱はれるわけでありませぬ。

第二の改正點は、法人の繰越欠損を所得から控除することとしたこととあります。従來法人の所得は事業年度毎に打切つて計算されてきたのであります。しかしながら、この方法を一概に貫くときは、實際問題としては或種の事業に對しては、苛酷に失する場合を生じ、種々不合理な場合も少くないのであります。

例へば、或る法人が年二回の決算であるとし、前期には一〇〇、〇〇〇圓の欠損を生じ、後期には一〇〇、〇〇〇圓の利益を得た場合、打切り計算するときは、前期分には課税はありませんが、後期の利益一〇〇、〇〇〇圓に對しては課税されることとなります。しかるに此の法人が年一回の決算としますと、結局利益は零ですから課

税にはならないことになり、その間負擔に相當の違が生れ、前の場合の負擔には相當の無理があると思はれるのであります。

そこで法人税法においては、三年間は損失を通算し得ることとなつたのであります。即ち、正確にいへば、各事業年度の開始の日前三年以内において開始した事業年度において生じた欠損金は、後の事業年度の所得の計算上、これを損金として所得から控除することとなつたのであります。

第三の點は、法人税を課税する場合においては、その事業年度分の臨時利得税を所得から控除した殘額に對して法人税を課税することと改められたのであります。今回の改正では、臨時利得税ともいふべき臨時利得税の税率を相當引き上げてゐるので、同一の所得を課税標準として各種の税金を課税するときは、相當高率の負擔となる結果を生じますので、かく改正したのであります。即ち、利益中から先づ臨時利得に對する臨時利得税を支辨していただき、その殘額を通常の利益として、これに

對して法人税を課税することとなつたのであります。

その他の點については、法人税は大體従來の第一種所得税、法人資本税と同様であります。

臨時利得税

臨時利得税は従來は昭和四、五、六の三年の平均利益を超える利益、即ち甲種利得と、昭和九、十、十一の三年の平均利益を超える利益、即ち乙種利得、の二種類に分つて課税されてゐたのであります。今回は右のうち甲種利得を廢止し、乙種利得に相當するものだけを存置することとし、従來第一種所得税として課税されてゐた超過所得税をこれに統合することとしたのであります。改正法によりますと、臨時利得税の課税の對象となる利得は利益中現事業年度の資本金の年一割を超える金額となつてをります。そしてこの利得を次のやうに區分し、それ々の税率を適用して税額を算出するのであります。

一 利益率年一割を超える基準利益率以下の金額

百分の二十五

二 基準利益率を超える利益率年三割以下の金額

百分の四十五

三 利益率年三割を超える金額

百分の六十五

この場合基準利益率と申しますのは、昭和九、十、十一の三年に終了した各事業年度の平均利益を、これ等事業年度の平均資本金額を以て除した平均利益率のこととありますが、若し、右のやうに計算した平均利益率が一割未満の場合は一割、二割を超える場合は二割を以て基準利益率とすることになつてをります。尚ほ資本金十萬圓以下の法人については、右の税率からそれ々百分の十づつ輕減されてゐます。

營業税

今回新たに設けられた營業税は、その収入が全部地方財源となる點では、従來の營業收益税と全然性質が異なりますが、その課税方法等は全く營業收益税と同様であります。たゞ今回の改正によつて法人の清算純益につい

ても營業税が課せられることになりました。

尙ほ税率は、國税で徴収する分は、純益に對し百分の一・五でありませんが、地方附加税が約三倍程度かゝることになつてゐます。

市町村民税

従來の戸數制は廢止され、それに代るべきものとして、新たに市町村民税が課税されることは前號で述べた通りであります。従來法人に對しては戸數制は課税されてゐなかつたのでありますが、今回設けられました市町村民税は、法人がその市町村内に事務所または營業所を有するときは、その事務所または營業所毎に市町村民税が課せられることになりました。

その他

尙ほ今回の改正に伴ひまして生産力擴充に資する等の趣旨で、臨時に左記の措置が講ぜられることになりました。
(一) 法人の留保所得を生産設備の擴張または國債等

の購入に運用した場合に於ける課税軽減の制度を相當程度擴張した

(二) 海外企業所得に付いては法人税の税率を相當程度に軽減した

(三) 重要礦物の採掘に付いては、現行重要物産製造業に對する免税の例に依り、採掘開始の年及び其の翌年より三年間、所得税、法人税及び營業税を免除することとした

(四) 時局産業の用に供する固定資産に對する減價償却年限の短縮を舊設備にも及びす等、固定資産減價償却是認範圍の擴張に付き考究する

(五) 同族事業會社に對しては同族保全會社と區別し加算税の課税を相當緩和した

右の中(四)の外は何れも臨時租税措置法に規定されております。
その他、特殊會社に對する各種免税規定が改正されまして、一定期間經過後は免税期間の利益中利益率率一割を超える部分に對しては課税されることになりました。

特別法人税

最後に、特別法人税について簡単に説明致します。産業組合、商業組合、工業組合、貿易組合、これ等の組合の聯合會、産業組合中央金庫等に對しては、その性質に顧みまして、従來は所得税、營業收益税等は何れも免除されてきたのでありますが、今回の事變勃發後各方面の負擔が非常に増加した譯でもありますので、これ等特別の法人にも事變費等について應分の負擔をしていただく趣旨で、今回新たに特別法人税が課税されることとなつたのであります。尤も特別法人税はその制定の趣旨から、支那事變の終了の翌年末迄に終了する事業年度分限りで廢止されることとなつてをります。

特別法人税は特別の法人の剰餘金に對して課税され、税率は剰餘金額の百分の六です。しかし、いはゆる事業の分量に對して配當される剰餘金には課税されません。また事業の分量に對して配當される剰餘金以外の剰餘金が、拂込濟出資金に對し年三分以下の、産業組合、商業組

合、工業組合等の單位組合には特別法人税は課税されません。その他の點については、大體法人税と同様の取扱に依ることとなつてをります。

TOKYO GAZETTE

May, 1940
CONTENTS

STATEMENT OF THE JAPANESE GOVERNMENT, DATED MARCH 30, 1940
WANG CHING-WEI AND THE NEW CHINESE GOVERNMENT
AGRICULTURAL SIDE-LINES IN THE CURRENT EMERGENCY
RESTRICTIONS ON THE EMPLOYMENT OF YOUNG AND JUVENILE WORKERS
LEGISLATIVE AND BUDGETARY MEASURES AS APPROVED BY THE 75TH DIET,
THE SITUATION IN CHINA
Clean-up Campaign in the Wuyuan Sector

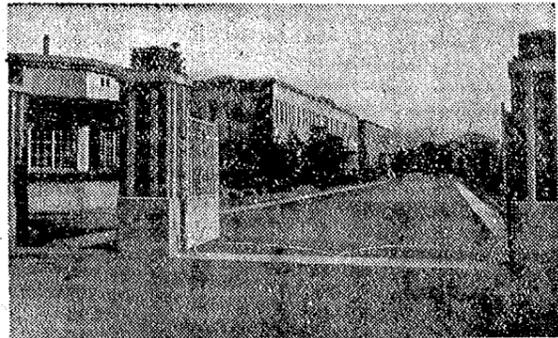
週報の「東京ガゼット」五月號
英文版

定価 上四一七五錢、普及版半年券約一四八錢
申込所 東京市神田區本町四丁目内閣府印刷局東京ガゼット發行所



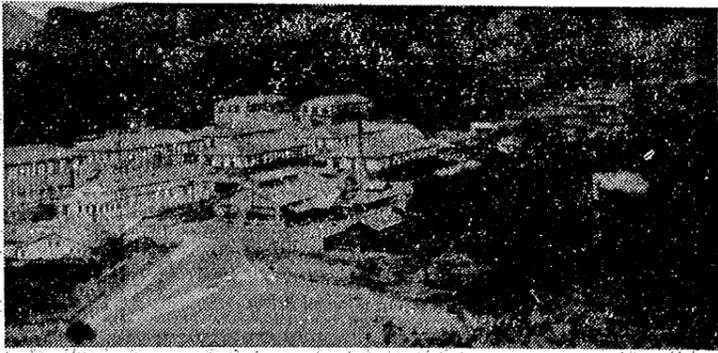
海軍病院の現状

— 海軍省海軍軍事普及部 —



わが國の海軍病院は、明治三年六月二十五日東京高輪に設置されたのを濫觴として、明治十三年には横須賀、明治十二年には呉、佐世保と各鎮守府に設置されて来たが、現在全國では別表のやうに七箇所及んでゐる。

右の中、横須賀、呉、佐世保の各病院は約一〇〇〇床、他は五〇〇床内外の患者収容力を有し、各科の診療施設を完備してゐる。各鎮守府の病院は、いづれも近代醫學の粹を蒐めて最新至高の設備を施し、軍人軍屬の收療は勿論、一部はその家族の診療にまでも及んでゐる。

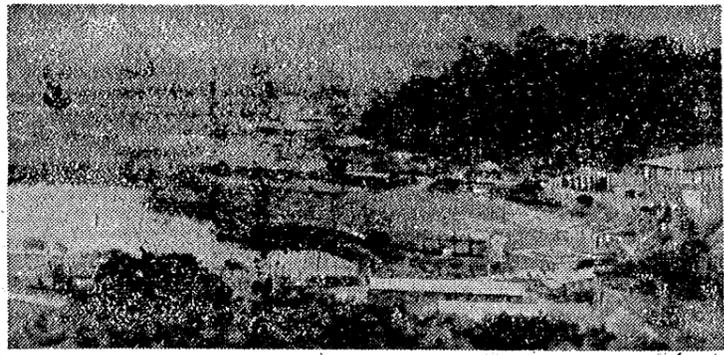


又別府、湊、姫野の各病院は、特にその豊富に湧出する温泉を利用して、復期患者の治療と保養を兼ねた療養所で、今次事變の戦傷、戦病患者も各鎮守府の病院を経て、こゝで最後の仕上げを受け、再起奉公への旺盛な戦闘力を涵養してゐる。

尚ほ海軍には大湊、馬公、鎮海、旅順

(寫眞上は横須賀海軍病院、下は姫野海軍病院)

名	稱	所	在	地	交	通
横須賀	海軍病院	神奈川県	横須賀市			
呉	海軍病院	広島縣	呉市			
佐世保	海軍病院	長崎縣	佐世保市			
舞鶴	海軍病院	京都府	東舞鶴市		山陰線東舞鶴驛	
別府	海軍病院	大分縣	別府市		日豊本線銀川驛	
湊	海軍病院	静岡縣	賀茂郡竹麻村		伊豆下田より乗合自動車あり	
姫野	海軍病院	佐賀縣	姫野町		長崎本線武雄驛下車乗合自動車あり	





外貨獲得と農林水産物 (下)

農 林 省

水産物の輸出増加

前號に掲げた品目の中、輸出年額最近三ヶ年平均百萬元以上を占めるものを拾ひ上げると、昭和十一年六億五千八百八十餘萬圓、同十二年七億二千八百三十餘萬圓、同十三年六億六千八百二十餘萬圓であつて、これを輸出總額に對する割合を見ると、それ〴〵約二四・四%、二二・五%及び二四・八%であるが、昨年は金額及び比率が増加してゐるのではないかと思はれる。また前述した所から見て、第三國向輸出額殊に外貨獲得純分から見れば、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。即ち、昨年の第三國向輸出實績は、農林水産物に於て特に著しい増加を示

してゐるから、大體農林水産物と、それ以外の物とは日本の戰時輸入力を折半して背負つてゐるものといへよう。

主要輸出農林水産物の四ブロック内外別區分は詳細に互り過ぎるので、さし控へるが、前號に掲げた昭和十三年までの主要農林水産物の四ブロック内外別輸出額(第一表)から推察していただきたい。また農林水産物の輸出の重要性は、次の觀點からも窺ふ必要がある。

即ち、對英米輸出貿易においては、第一表(前號参照)の如く、特に農林水産物が重要な地位を占めてゐるが、獨、佛、伊及びスペイン等に對しても程度の差こそあれ大體同様である。これ等諸國は、その版圖内から戰時下わが國の最も必要とする重要輸入資材の大部分を供給し

てゐる國であるから、農林水産物の輸出は單に數量のみ問題でない。

従つて、萬一農林水産物の輸出、なかつて第三國向の輸出が離隔するやうなこともあれば、貿易による外貨の獲得や、重要輸入資材の確保は重大な影響を受けるのであつて、輸出と輸入のいはゆる悪循環は、全貿易を萎縮させる結果、輸出産業の破壊、生産力擴充計畫の停頓、物資動員計畫の蹉跌等の結果を招く虞れがある。

第三國からの輸入貿易

農林水産物と外貨獲得については、大體以上のやうであるが、第三國からの輸入貿易はどうであらうか。

輸入全體について見る限り、わが國は農林水産物の一大輸入國である。そのうち、輸入年額百萬圓を超えるものを見ると、昭和十一年は輸入總額の五四・五五%、昭和十二年は四四・一五%、昭和十三年は三五・〇四%を占め、その輸入額が輸入總額中に占める割合は、前述の輸

出の場合の割合より遙かに大きい。しかしながら、内地では棉花羊毛及びバルブだけの輸入額で、昭和十三年及び昭和十四年の輸入總額の約二割を占め、またその對第三國輸入額は同年において、それ〴〵輸入總額の約二割三分及び一割八分を占めてをり、前記主要農林水産物の輸入年額の約五割を占めてゐる。更にこの三品に麻類を加へると、纖維製品原料が過半を占めるわけであるが、これ等はリンク制の採用以前でも約七割を加工して輸出し、支拂超過となるのは、年によつて違ふが一億圓乃至四千萬圓程度であつた。一方その製品の移出高及び輸出高を考へると、これ等原料の製品の移出高及び輸入額は、内地で消費する消費年額を賄つてゐたといふ結果が出てゐるし、今日ではリンク制等により、これ等の輸入が外貨喪失となる虞れは殆んどない。

上記三品の外主要なもの、豆類等の採油用原料、皮類、油糟、玉蜀黍、高粱、糖等であるが、第三國からの主な輸入は、生ゴムの全部と皮類の五割ぐらゐのものである。木材は相當の輸入があるが、合板、バルブその他輸

出向原材料となるものが多いし、わが國はまた大なる木材輸出國であることを忘れてはならない。水産物は露領の邦人企業製品の名目的輸入以外はない。

してみると、主要輸入農林水産物は、内地農畜産業の基礎的資材たる飼料及び肥料たる玉蜀黍、高粱、麩、油粕その他及び主要輸出品原料たる採油種子が大部分であり、かつ關、滿、支からの輸入額をさし引くならば約一億圓乃至一億五千萬圓に過ぎないのである。また、關、滿、支より必要物資の輸入を圖り、經濟的紐帶を鞏固にすることは圓ブロック經濟の確立といふこと自體であつて、外貨との關聯に見る農林水産物の輸入は、殆んど重要性を持つてゐない。たゞ肥料の輸入は、目下若干あり、最近朝鮮、南九州、中國、四國における旱害のために米穀の輸入があるが、これ等は天候その他人事以上の災害によること大なるものである。

水産物の増産計畫

農林水産物の輸出の意義が重大なことは以上の通りである。従つて官民一致してその振興に努力をすることはまず必要であつて、政府でも、從來各種輸出品農林水産物につき海外販路の調査、見本展示、試賣宣傳等の助成を實施してきたが、最近右の外に各種の問題がある。農林省では、繭、水産物、乳製品その他について、昭和十四年度以來新しい増産計畫を立て、大體所期の目的を達してゐる。また農林省の指導により、また生産者團體等の自發的の協力を得て、集荷統制機關との特約栽培等の方法で、生産の維持増加を圖り効果を擧げてゐるのは、豆類、茶その他数多いのである。また政府では、緑肥、堆肥の増産、不急作物の施肥制限、共同作業や畜力作用の増進、農業の機械化等の實施を極力圖り、更に生産資材の供給を増し、その配給も圓滑になるやう各種の努力をなしてゐる。殊に罐詰詰用のブリキ、釘等のやうな重要輸出品原料及び包装材料については、配給、貿易機構の整備と相俟つて更に必要な措置をとるやう目下準備中である。

生産費切下、公定價格の設定等の價格抑制措置またはその他の是正措置をとつてゐるが、他面、生産の減退を生じさせない必要があること、外國からの手取即ち外貨獲得多いほど望ましいので、生絲及び繭のやうに價格統制令の適用除外をなし、積立金制度を活用してこれに代へようとする一方、絹織物の公定價格及び國用生絲の配給統制により對處してゐるものもある。

品質上の問題としても品種の改善等生産の指導をしたり、百合根等のやうに病菌發見のために圃場検査をしたり、その他生産検査を行つてゐる。また輸出検査も生絲、各種水産物、茶、蜜柑、花籃等菌製品などのやうに法規により、或ひは煉粉乳、バター、鶏卵などのやうに、公益團體により國費助成の下に行つてゐるものもあり、除蟲菊、豆類、澱粉、百合根、挽材、合板、箱用板、薄荷等は道府縣又は各種組合等によりこれを行つてゐて、いづれも品質向上を圖り、海外の聲價を傷めないやう努力してゐる。

配給上の問題としては、まづ第一に、必要な輸出數量

殊に第三國向のそれを確保し、また價格の抑制及び是正の實行を期し、更に必要原材料の圓滑な配給を確保するため、配給及び貿易機構を整備するとともに、必要な配給關係法令を制定してゐる。

即ち、生絲は養蠶部門から生絲輸出部門に至るまで、一貫した蠶絲業組合法による統制組合制度が完備してをり、また一月九日より生絲配給統制規則により絹織物の生産統制と國用生絲の配給割當を行つてゐる。水産物は罐詰類、冷凍魚介、海産物、魚粉、寒天、眞珠、種牡蠣、魚油等に付きそれ／＼漁業法に依り水産組合が設立され、なほその共販機關または輸出品水産組合が整備されてゐる。鯨油も販賣對策委員會がある。農畜産物は、日本農産罐詰共販株式會社により販賣統制が行はれ、なほ必要な法令を制定する豫定であるし、茶は茶業組合中央會議所があつて統制機能を完備してゐる。豆類、除蟲菊、薄荷、澱粉、馬鈴薯等に關する北聯や、茶種、鶏卵等に關する全販聯、蜜柑に關する日柑聯も、十分統制的な配給機構としての實力を備へつゝあり、輸出農産物

は更に総合的な機構が準備されてゐる。

畜産物も酪農調整法に基づく大日本製酪業組合が設立され、煉粉乳及びベタの販賣統制を行つてゐるし、林産物も挽材輸出振興會その他の團體が結成され、政府はこれに對して原木の供給確保を圖つてゐるが、また用材生産統制規則が制定されて、木材の全面的配給統制を行つてゐる。その他蘭製品、竹材、竹製品にもそれ／＼適當な措置がとられてゐるが、輸出農林水産物の輸出組合が組織されてゐるものも相當ある。

圓ブロック向の輸出調整のためには、農林省令第四十八號關、滿、支向輸出水産物輸出統制に關する件及び商工省令第五十三號關、滿、支向輸出調整に關する件等の法令の制定、または前記統制機關による行政的乃至自治的統制措置がとられてゐる。

今後は支那や滿洲國における通貨對策としての物資の輸出が、従前に比して一層重要となりつゝあるので、これに伴ふ圓ブロック向輸出もある程度緩和することが、外貨獲得との關係において重要な問題であらう。また本

年度には、國內及び滿支における食糧需給事情に伴ひ、國民食糧及び肥料飼料關係品の輸出が多少制約されることがあるのは止むを得ない。またナイロン、ヴェニヤ等の新興合成纖維が生絲に對し、將來強敵となるべき萌芽を現はしてゐることも外貨獲得上の重大關心事である。

しかし、歐洲戦争は一面好材料も多く伴つてゐて、一般に蠟燭、詰、他の食料品の海外需要が旺盛になり、また輸出價格の上昇を來しつゝあるとともに、南洋、中南米、南阿、ソ聯その他の市場に對し交戦各國の輸出力を減退させてゐる。輸出農林水産物中には、生絲を初め寒天その他の水産物、木蠟、或る種の木材、除蟲菊、薄荷、樟腦、絲瓜、椎茸、眞珠などのやうに、わが國の特産品が數多いことは、目下の國際不安に際しても非常な強味であると言へよう。(終)

商業小組合制度

— 商業組合法の改正 —

商 工 省

商業組合法は昭和七年、當時疲弊困

憊の極にあつた中小工業業者を巨數

し、その更生を圖るために立案され、

同年夏の議會を通過したものである

が、爾來七年有半、商業組合は極めて

順調な發達を遂げ、今日では設立認可

の組合數も六千三百を超え、組合員數

も全國商業者の總數二百萬の四分一、

五十萬にも達せんとし、各地方々々で

中小商業界の發展に少からぬ寄與をし

てゐる。

殊に支那事變勃發後は、重要物資の

配給機關として、はた又物價統制協力

機關として、商業組合は統制經濟上に

重要な役割を果すやうになつてきたの

である。そこで組合事業の擴充と統

制商業組合制度の確立とを圖るため、

一昨年の帝國議會に改正法律案を提

出、當時の要望に應へたのであつた。

しかし、現在の商業組合制度を利用

する域に達せぬ、極めて小さな商業者がなほ多數にあることが中小商業者の現状である。そしてまた、現在の商業組合が、物資、物價の統制上に重要な位置を占めるやうになつてきたことに鑑みて、その監督取締を強化せねばならぬ必要に迫られてきたので、これ等の事情に即應するため今度第二回の改正をしたのである。

第一の中小商業者に對する措置としては、商業組合制度と別個に商業小組合制度を設けた。商業小組合は原則として營業に投下されてゐる固定資本、流動資本の總額が三千圓に達しない小商業者に組織させる。そして商業組合のやうに一定の組合地區といふものは定めず、氣の合つた者が任意に寄り集つ



抗日兩黨の摩擦

外務省情報部

兩軍衝突事件頻發

最近數ヶ月來、重慶側國民黨と中國共產黨との摩擦問題が頻々として傳へられ、兩軍の衝突事件がしばしば報せられて、その雲行は餘程悪くなつてゐるやうにみえる。一體この兩黨の摩擦は、いはゆる國共再婚、すなはち、二次合居後幾何もなく惹起したのであつたが、當初は共產黨側の印刷物の差押へや、不良外廓團體の取締が主で、國民黨側でもあまりひどくやつたのではなく、共產黨側でも打算的に事件不擴大主義をとつてゐたので、單に一片の抗議で問題は解決されてゐた。

その後一九三八年の末頃から、河北、山東の二省において共產黨の游撃隊がしばしば國民政府の正規軍に射撃され

て死んだ者も少くない。これについて、共產黨の領袖毛澤東が往訪の新聞記者に「河北の張蔭梧、山東の秦啓榮はその道の常習犯で、彼等は日本軍を撃つ代りに八路軍に銃口を向ける」と憤慨したくらいである。それから一九三九年六月十二日に平江事件なるものが發生した。この事件は、湖南省平江にあつた共產黨新編第四軍の通信處が、楊森麾下の第二十七集團軍に襲撃されて、參議官徐正坤、少校秘書會金聲、少校副官羅梓銘その他の者が銃殺或ひは活埋にされたのであつた。

これに類する事件は前記の如く河北や山東でも發生したのであるが、その度毎に蔣介石が適當に挨拶をして問題を大きくせずに解決してゐた。しかし平江事件は、場所が當時軍事據點になつてゐた衡陽からあまり遠くないので、河

北や山東において發生した事件のやうには手輕に片づかなかつたが、新聞紙上を賑はすまでに至らないで落着した。

昨年初冬に入り、閻錫山軍と八路軍とが山西省で相當大きな衝突をやり、事態はますます擴大しさうな情勢となつたので、重慶では非常に心配し始めた。その際また十二月十日に隴東事件なるものが勃發した。隴東は甘肅省東部の意で、甘肅省の陝西省西北部に接近した合水、寧縣、鎮原方面において、中央軍の甘肅駐屯部隊と八路軍側とが武力に訴へて相争つたのである。事ここに至つては、共產黨側も、從前の如く穩かにしてゐられなくなり、本格的戦闘準備に取りかゝるかのやうな態度を見せた。そればかりでなく、重慶政権下に反共的言動がかなり多くなり、武人連の中には閻錫山に「實力をもつて應援するから大いにやれ」と激勵電報を發する者すら出るに至り、共產黨側に刺戟の拍車をかけた。勿論、蔣はかゝる事態の裡にあつて、のんきに成行きを見てゐるわけにはいかない。早速國

他の容共派の者を赤都延安に遣つて共產黨側にも事を荒だてないやう懇請した。これらの措置は大體において功を奏し、當面の不安は一先づ解消されたといはれるが、これまでに消ぎつけるには孫文未亡人宋慶齡もかなり奔走したのであつた。

共產黨領袖等は蔣の態度によつて見透しをつけ、「國民黨側が積極的行動をとるやうなことはない」と斷定したらしく、比較的冷靜であつたやうだが、こともなげに蔣の意に従つては、將來に不安を貽すとも考へたものか、第五次參政會大會に出席の招請狀に接してゐた共產黨の參政員が、開會日の四月一日になつても、重慶に姿を現はさなかつた。よつて蔣は同參政員等を迎へるために、特に飛行機を赤都にさし向け、その結果漸く四日に至り、林祖涵、秦邦憲、鄧穎超（周恩來の妻の三人がその飛行機で到着した。

摩擦は民衆争奪戦

それはとに角として、前記諸事件は一體如何なる原因で

發生したのであるか？これを知るためには、共産黨が國民黨と提携して、どうしようとしてゐるかを見るのが最も便利であり、確かである。現在ソヴェト教育人民委員である徐特立は武漢陥落前湖南省における共産黨の牛耳をとつてゐたが、當時省黨部幹部會議の席上で次のやうに語つた。

「現在の環境においては、およそ黨員の活動は、表面的には政府擁護、統一戦線強化、徹底的抗戦を宣傳し、共産主義を公然と宣傳することは避くべきであるが、暗裡には極力わが黨の組織を發展させ、われ等の主義を宣傳し、政治的指導によつて群衆心理をつかまねばならぬ。組織發展の對手は第一に労働者、第二に壯丁及び兵士である。われ等は抗日戦争はなほ三ヶ年を要すると豫測してゐるが、この三ヶ年間にわれ等の組織を全國に普及させ、すべての國民をわれ等の同志にしてしまはなければならぬ。將來抗日戦争が終結した場合、あらゆる全國の下層民は皆われ等の同志となつてをり、あらゆる兵士は皆われ等の戰士となつてゐることが肝要である。さうなつてをれば、政權はわれ等の手の中のものであり、一發の弾丸も費すことなくして、社會革命の目的を達し得るのである。」

この趣旨は、徐特立の個人的意見ではなく、これと同じ

意味のことを、他の共産黨幹部もいつてゐる。

また昨一九三九年四月の延安における中國共産黨の決議の中に、

「もし國民黨が屈服して、進んで日本と妥協するせば、中國共産黨は重圍に陥ることになる。この點に鑑みて、西北特區（共産黨管下の地區）にソヴェト中央行政區域を劃定し、コミンテルン極東局を設立すべきであり、國民政府に交渉して、西北五省をソヴェト區に編入すべきである。」

この二つを通じて共産黨の黒い腹がはつきり讀めるであらう。「賣國奴」だとか「民族の敵」だとかいつて罵倒してゐた蒋介石との握手は、いはゆる緩兵の計以外の何物でもなく、なるべく長く抗戦を続けさせ、利用價值がなくなつてくれば、冷酷に放逐されるのは必定で、現在蔣を「われ等の最高領袖」などと稱してゐるのは、いふまでもなく尊敬の意を表するものではなく、全く玩弄に過ぎない。前記のやうな毒計を抱いてゐる共産黨としては、何はさておいても、先づ排他的に、甘言で労働者や兵士を釣込み、次の

赤化運動への準備工作に懸命の努力を拂ふのが當然であらうが、同じ現地で工作してゐる他の者はこの狡猾不信義を眼前に見せつけられては憤怒せざるを得ない。かゝる経緯から民衆獲得を繞つて紛争を生じ、共産黨に至る處で排斥され、それが他に飛火して同情的反共運動にまで進展してゐるのである。

共産黨の兩面作戦

さらに過去において共産黨共産軍が何をしたか？その結果國家がどれだけ損をしたか？といふことを知つてゐる者はどうしても共産黨を憎まずにはゐられない。故に國共の摩擦は假令一時的に緩和されても、長い和協は望まれない性質のものである。たゞし、緩和された場合その期間は非常に短いであらうか？その間には簡單に然りと答へることはできない。否比較的長持ちするだらうと見る方が安全であらう。溺れる者は藁をも掴むといふたとへがあり、窮地に陥つてゐる蔣は案外長く操られるかも知れない。ことに共産黨側は、利害の打算に立脚して出来るだけ長く引づり

たい希望で、機會あることに領袖等の口から、或ひは機關紙上で、「可能の範圍内において武力抗争を避け、わが方から統一戦線を破るやうなことはしない」と妥協的態度を示し、それと呼應して背後の援助を誘示してゐることも考慮して見れば、敵本主義であるにしても相互利用であることを見れば、無視すべきではない。

共産黨は、十年の久しきに亘つて蒋介石と武力抗争を續けた過去の歴史を決して忘れてゐない。この點から蔣との提携はいつ破れるかも知れないと考へ、その時に際して狼狽しないで済むやう、すでに昨年四月の延安會議でその對策を立てた。それが前にでてゐる西北五省を手中に入れておかうといふ案で、口先では事變終結後も合作を續けると誓ひながら、その舌の根の乾かないうちにこんな案を作り、ソヴェト政府再建を豫定してゐる。

「この案の一部を成す陝甘寧邊區政府をその儘にしておいたのでは、全國の行政が一途に歸せず、合作の實を示すことができないから、國民政府に返上しなければいけない」と國家社會黨の張君勵その他からいはれても、「支那は近い

將來眞の民主政治を實施しなければならぬ、邊區はその意味において投機的だからそれを移管する必要は少しもない」と頑張り通してゐるのみならず、最近山西、河北に戦時の必要に應じて、それに似た地域を共産黨外廓團體の「鐵壁」が苦心謀策で造りあげたと稱し、これも特別區として公然承認せよと重慶當局に要求してゐる。これはまだ容認されてはゐないやうだが、或ひは強要により内諾くらゐは得たのではないかと想像されぬでもない。この要求から察すれば、いはゆる蘭東事件も西に邊區を擴張しようとして、甘肅省駐屯軍に逆襲されたのであらうと見られる。年末頃からの反共運動を逆用して、軍費をこれまで一ヶ月六十萬元の支給を受けてゐたのを八十萬元乃至百萬元に増加させた。

憲政實施提案の裏

支那事變によつて利益をしめた者の筆頭は、何といつても共産黨である。事變前まで、嚴格にいへば西安事件までは、風前の灯の如き窮地に陥つてゐたのが、今では第八路軍が三十二萬餘(自稱)に膨脹し、福建、安徽地方の山中に

遁入して、純然たる匪徒生活により僅かに餘命を保つてゐた少しばかりの共匪を基本にして新四軍を編成し、これも最近約十萬の大部隊になつてゐるといはれる。今日支那の他のどの部隊も公然ともつことのできない直轄獨占區域をもち、部隊は月と共に増加し、約束に背いて共産主義の宣傳をやり、階級闘争を煽動して人民の不幸を醸成し、しかも昔の仇敵蔣介石から多額の軍費を取り、コミンテルンからも金銭物資の補助を受け、これが人民を塗炭の苦に沈淪させた報酬であることを、支那の民衆から正確に認識されてゐないのは、何といふ惡運の強いことであらう。

日支の間が圓滿に行かなかつた虚に乘じて、コミンテルンに資金を仰いで人民戦線を結成したことが、今日の不義の繁榮の因をなした味を忘れず、再び青少年を煽動買収して黨勢の擴張を謀る目的から、憲法政治の促進を要求し、いよ／＼本年十一月十二日に憲法制定のための國民大會を開かせることになつてゐる。

憲法政治を布くことは孫文の遺訓であり、一般民衆も希望するところではあるが、共産黨の狙ひどころは、この主張そのものが人氣を呼ぶ點と、憲法上附與さるべき言論集

の他あらゆる手段を用ひて、彼等の横暴振が遺憾なく發揮され、支那の社會は、狼群に羊を投じたやうな慘憺たるものになつてしまふであらう。

寫眞週報

- ☆ 太陽の子
 - ☆ 天皇陛下大本陸軍軍部行幸
 - ☆ 特輯 蘭印素描
 - ☆ 北支だより
 - ☆ 健康増進運動 五月一日〜十日
 - ☆ 海外通信
 - ☆ 讀物ペー子
- 五月一日號が出来ました

會社社の自由により、現在許容されてゐない軌道外の宣傳工作に乗出し得べき便宜を目的としてゐるのである。言論の自由などといふ口實がない現在、しかも共産主義宣傳を封じられてゐる今日でさへ、自ら提出した條件を破つて、私に種々策動してゐる有様であるから、口實を握つた際はさぞ無軌道振を發揮することであらう。

本年三月九日附の共産黨機關紙新華日報に、王明(共産黨の幹部で本名は陳紹禹)の署名した「民衆政治を論ず」と題した論文は、概要次の如く述べてゐる。「憲法を制定公布しただけでは民衆政治の實施とは認められない。民衆政治の要件は、人民の自由すなはち出版、集會、言論、結社、信仰、思想の眞の自由を認め、一切の合法的活動として民衆政治を支持する政黨團體に對する合法的存在権を有すること、全國各地に人民の選舉に係る議會の存在を必要とし、この三條件が必ず具備しなければならぬ」といふのであるが、彼等のいふ合法は、決して一般的にいはれる合法の範圍内のものでないから、危険千萬である。

もし假りに、現在の中國共産黨を合法的政黨と認めて、彼等のいはゆる民衆政治を實施したとしたり、金錢煽動を

二一六六百年史抄 (三) 菊池寛

内閣情報部参事

信長、秀吉、家康

戦國の群雄が素懐とした上洛の理想は、尾張に崛起した織田信長によつて遂げられたが、かうして、一躍新武家時代の寵兒となつた信長は、上洛の榮譽を獲得ると同時に、天下諸大名の嫉視の的となつたのである。

されば、以後の數年間が、彼としては一生の危期であつた。

甲斐の武田信玄、越後の上杉謙信、相模の北條氏康、その何れの勢力が西方に延びて來ても、信長の霸業は忽ち遮断されたに違ひない。

周到な信玄、傑偉な謙信、勇敢にしてしかも緻密な計畫性をもつた氏康、この三人が用ひた印章は、それく龍、獅子、虎であるのも興味深いが、まさに彼等は、當時日本の龍であり、獅子

であり、虎であつた。しかも、この三人が互に優勢なく固執し、相牽制して均衡の勢力を保ちながら、空しく年月を費してゐたことが、信長に幸したものである。

謙信と信玄とは、軍の編成と統率、團體戦法と用兵に於て、戦國時代の群雄をはるかに凌駕してゐて、我が國に於ける戦術の開祖とも云ふべきである。後世、由比正雪が楠木流の軍學などと稱したのも、武田の兵法を太平記に結びつけたものである。

だが、この越後の獅子と甲州の龍は、中央の舞臺を外に、十年も對峙してゐる。川中島合戦は、戦史を飾る激戦ではあつたが、政治的には、何ほどの意義もなかつた。後年秀吉が、「ハカが行かぬ戦争をしたものだ」と評した所以である。

甲越の決戦を觀望して、「傍毒龍有り、其盛を待つ」の感があつた北條氏康は、元龜二年に歿し、こゝに均衡勢力の一端は破れた。翌三年十月、武田信玄は大舉して上洛を志し遠江に侵入し、徳川家康を脅かしたが、翌天正元年四月、疾を得て「明日旗を潮多に立てよ」のうは言も悲しく陣歿した。

上洛競争のテーパーを切つたのは信長だつたが、甲斐の龍、信玄の鋭鋒を逸へては、あまり勝味のない桶狭間を、も一度繰り返さねばならない破目になつてゐた信長は救はれたわけだ。

氏康逝き、信玄歿し、關東は謙信の獨舞臺となつたが、彼も亦、天正六年三月西上の軍を發するに先だち、俄に卒去した。信長に取つては重ね々々の天幸と云はねばならない。

豊穰な濃尾の地利に培はれ、人文に育まれた英雄兒信長は、遮るものあらば性來の勇猛心で撃碎した。しかも、彼を脅かす東國の諸家相次いで世を去つたので、彼の天下一統は必ず近きにあり、と自他共に信じてゐたが、測らずも、十七年間重用し來つた家臣光秀のために、京都本能寺に於て、弑せられた。「人間五十年、下天のうちをくらぶれば、夢幻の如く也」、彼の平素愛誦の謠のごとく、五十に満たぬ四十九歳で、いかにも亂世の英雄らしい最期を遂げたのである。

この時、中國毛利氏と對陣中の秀吉は、すぐさま媾和して、神速飛ぶが如くに引き返し、攝津山崎の一戦に、光秀を討ち取つた。叛逆後わづか十三日にして、光秀は滅んだのである。三日天下の稱がある所以である。光秀の叛逆は、下剋上の最後の場合だったが、近世に近いのと、相手が大物であつただけに、主殺しと云つた悪名を、相當以上に受けてゐる。

獨力で主君の復讐戦を遂げた秀吉の聲望は、一時に加はつた。近畿の諸將は、先を争つて彼の麾下に集つた。織田家の宿將たる柴田勝家や瀧川一益は、心中甚だ平かでない。やがて勝家は、賤ヶ嶽で秀吉と戦つたが惨敗し、越前の北庄の本城に逃げこみ、遂に滅亡した。

天正十一年五月、秀吉は諸國から大木巨岩を集め、三十餘國からの人夫を使役して、大阪に大規模な築城工事を起し、翌年の八月に殆んど竣工した。金城鐵壁、難攻不落の堅城であり、莊嚴壯麗、天下統一の霸業を期する秀吉の理想を象徴した名城でもあつた。秀吉は築城と同時に、

大都市建設の計畫を立てて、堺や伏見から商人を移住させた。

天正十二年には、秀吉は統一の功を急ぐために徳川家康と同盟し、一方では長曾我部元親を降して四國を平げ、上杉景勝と和して北國を定め、島津義久を討つて九州を従へた。

越えて天正十八年三月、自ら大軍を率ゐて北條氏を小田原に攻圍して之を滅し、關東を平定したが、その陣中に、奥羽の雄伊達政宗が來降し、こゝに天下は全く統一したのである。

足利時代は曠暗期である。その中から生氣に満ちた近世の朝は明け初めて、豪快な戰國の舞臺は展開したのだ。そして、信長と秀吉と家康は、滿身に照明を浴びつゝ、相闘いで登場して、英雄の名を攫つてしまつたのである。

信長は氣象の荒々しい性急な亂世的英雄で、彼の活躍は實に目覚まかつた。秀吉は戰國的英雄であると同時に、實に平和を愛する英雄であつた。戰國百年の焦土の上に、絢爛たる桃山時代を現出させたのは彼である。家康は信長のやうな目覚ましきはないし、秀吉のやうな華やかさもないが、實に緻密で組織的で建設的で、近代的な英雄である。この三人の性格を比べると、秀吉と家康は、信長に比し、滅多に人を殺してゐない。政略以外には、人を殺してゐない。秀吉の妻妾を殺したことは、秀吉の晩年の過失である。秀頼母子を殺したのは、家康として政略上止むを得なかつたのである。それ以外は秀吉も家康も、人を殺すことを嗜んでゐないのである。

結局、英雄といふものは、時代が生むのだ。世の中が眞に必要に逼られてゐる大事業を遂行す

る人物が英雄なのである。信長も秀吉も家康も、それ、大きな社会的需要に應じて現れて、独自の役割を果たした人物で、真に英雄である。

もし家康が應仁の亂時代に生れてゐたらば、精々細川か山名の一將で終つたかも知れない。又、信長が家康の時代に出てゐたら、叡山や本願寺を焼打したりして、日本のネロとして悪名だけを残したかも知れないのである。

叡山の山僧の跋扈は、歴代の朝廷も將軍も手を焼き、國政上の大患だつた。信長は、この末世の悪僧共が淺井、朝倉と通謀して彼の大志を妨げようとしたから、徹底的に焚滅し、永年の禍根を絶つたのである。新井白石の讀史餘論は、これを信長の大功の一にさへ數へてゐるのである。

信長は一切の舊きものの破壊に續いて、直ちに建設に着手してゐる。皇居の造營、首府たる京都市街の復興、檢地、金山銀山の經營、朝鮮との外交政策等を見ても、決して單なる癩癩もちの荒大名ではない。頭腦的にも、創意に満ちた英雄であつた。彼の茶と學問の獎勵は、元龜天正の荒武者たちの品性を高めるためであり、同時に、幼時から粗暴と云はれる自らの性行の反省修養のためであつたとも考へられる。

信長は荒木村重との初對面に、刀で餅を刺して、壯士ならこれを喰へ、と云つて突き出したが、後年叛かれてゐる。秀吉は九州島津氏の猛將鬼武藏(新納武藏守忠元)との初對面で、主家の

ため最後まで戦つた忠節を褒め、當座の賞として薙刀を與へた。渡すとき、自分は刃の方を持ち、武藏には石突の方を向けて出した。七首を懐にしてゐた武藏も、思はずハッと平伏して、薙刀を押し頂いたのである。

信長は畏服させし、秀吉は悦服させた。そして家康は、智慧の力で服従させてゐる。

家康は、關ヶ原合戦の時にさへ、貞觀政要を印刷させてゐるし、その後も吾妻鏡を刊行させてゐる。さらに元和元年、大阪方と對戦中に、群書治要を刊行させてゐる。彼の學問好きは、學問の骨董的價値を賞翫するのではなくて、先人が残した治國平天下の要綱に對する研究心から發してゐるのである。秀吉に壓倒的な人氣があるのは、よく分る。しかし、わが國二千年の傳統を捉へて、そこに自家の政治の根柢を求め、徳川三百年の太平を勝ち得た家康は、やはり近世的な大政治家たる資格の所有者と云はねばならないと思ふ。しかし、皇室に對する態度では、秀吉が一番よい。聚樂第に後陽成天皇の行幸を迎へ奉つたことは、どんなに皇室の貴むべきかを當時の天下に知らしめたか分らない。信長も皇室の貴むべきことを心得てゐた。家康は、その點で一番劣つてゐる。

五分單位式 日本電氣株式會社製 劃期的廉價

ニテカ タイムレコーダ

型録送早



出退動用に
商店事務所の無言の監督者として規律が生れ遅刻缺勤率が低下します



作業記録に
生産非常時の工場製作所の作業時間が公正に管理せられ能率が増進します



原價計算に
賃銀其他諸計算の基礎となり簡便迅速に一切の間違が防止されます



☆ベル・サイレンの鳴らせる自動時報装置附

日本電氣株式會社特許販賣所
ニテカ販賣株式會社

東京 日本橋區本町三丁目三番地 電話 4607・5034
 大阪 市西區千代田三丁目三番地 電話 7034・4343
 名古屋 市西區千代田三丁目三番地 電話 5815
 神戸 市西區千代田三丁目三番地 電話 1997

文部省推薦圖書紹介

◇愛児の教育相談(田中寛一編) 本書は東京文理科大学教育相談部の取扱った教育相談と、東京朝日新聞紙上で公にされた回答を類別的に集録したものである。成績不良、神羅質の子供、性格異常児、早熟児、一人っ子、その他特殊な環境にある所謂「問題の子供」について、武政太郎、村地長孝、寺澤敏男、野村運市、丸山良二、依田新、波多野寛治などの教育學、心理學、醫學の權威者が、權威ある學的根據と實地經驗に基づき心理的並びに醫學的診斷を下し、懇切に將來への取扱ひ方を教示してゐる。従つて、一〇〇の具體例について解決を與へる前に一應原則的に、特殊児童の發生原因並びにその救済策を示し、然る後に個々の相談に應じてゐる。又特に本書に就て我々の注意を惹く點は、愛児の教育と同時に、母親の教育を目標してゐることである。(四六判二八二頁 定価一圓五〇錢 送料一七錢) 發行東京市神田區錦町三丁目四番地 櫻井書房三三六二七番

◇航空の技術と體験(藤田雄藏撰稿 赤翼の航研機を操縦して輝いた世界長距離飛行記録を作り、後聖戰に参加して國民哀悼の内に中文の空に華と散つた藤田雄藏中佐が、軍務多忙中の寸暇をさいて書寫した遺稿を集めたものである。優秀な操縦者を養成する爲めに、貴重な體験を基として之に加ふるに平素の不斷の研究を以つて執筆されたものであるが、單に飛行技術の書として秀れたものであるばかりでなく、烈々たる操縦者精神の眞髓を語るものである。飛行術に關する本は今迄類書少く、その意味から云つても秀れたものとして推薦に價すると共に、合せ收めた友人知己による故中佐への追悼文は、故中佐の立派な好ましい人間を語つて居り、人間の書としてもすゝめたい本である。(四六判二六四頁 定価一圓 送料一〇錢) 發行東京市神田區有樂町東京朝日新聞社

官廳編纂圖書だより

◇會計利益(臨時)ニ關スル法令(大藏省理財局編纂) 本書は會計利益配當及資金融通令、同施行規則並びに會計職員給與臨時措置令、同施行規則その他關係條文等を輯録したもので、附録として國家總動員法、船員給料臨時措置規則、賃金臨時措置令が收められてゐる。(四六判六四頁 定価一七錢 送料一七錢) 發行内閣印刷局

御注意	申込所	定價	週報
▲本誌より轉載の場合には必ず「週報」何誌より轉載した旨を明記し、且つ右轉載料を内閣印刷局編輯部編輯課第三部宛て下さい。▲本誌記事の新聞掲載は即断り致します。▲週報記事に對し即断り希望を編輯部に附しての御見解を週報掲載後お知らせ下さい。▲本誌を他(お送り)の場合は郵費一部五圓▲本誌へ廣告掲載の向は内閣印刷局へ	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一九 郵管東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ三 電話東京九三九〇番 各書店・郵賣店	一部 五錢(送料別) (外埠郵便に依る場合は送料別)は送料別(一部五錢)に依る場合は十錢の割合を以て前金を添へ即申込み下さい。▲特急の場合は其の都度御郵費より差額を申し付けます。	昭和十五年五月一日印刷發行 印刷部 東京市神田區永田町 内閣印刷局大官舎内 印刷部 東京市神田區大手町

露光量違いにより重複撮影

週報

五月八日號

稅制特輯

新稅法はどうなつてゐるか

第一八六號 昭和十五年五月八日 星期一 郵務特准掛號認許 (毎週一回水曜日發行)

五錢

週

報

昭和十五年五月八日 星期一 郵務特准掛號認許 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

子供保險最高之信賴
現在加入者六百六拾萬人突破
出征兵保險
出世保險

富國徵兵

國策順應・保險報國

社長 吉田義輝
本 社 東 京 東 谷

(判LA5)格規定國はさき大の書本)